

紹介手数料

1. 甲と丙間で雇用契約が成立した場合、甲は乙に対し紹介の手数料として下記に定めるとおりとする。

記

丙が経験者かつ日本国内に在住の場合 想定理論年収の 30%とする。

丙が経験者かつ日本国外に在住の場合 想定理論年収の 20%とする。

丙が未経験者の場合 50 万円～100 万円とする。

※経験者とは、技術開発実務の経験年数が 1 年以上ある者のことをいう。

※未経験者とは、技術開発実務の経験年数が 1 年未満の者を指すこととする。(F E、製造、整備、生産管理、品質管理は含まない。)ただし、前職の退職から本件求職までの間、相当の期間がある場合は、甲乙協議の上、未経験であるか否かを決定するものとする。

※理論年収とは、固定給+賞与の年間支給額を指し、残業代は含めない。

2. 甲乙双方協議の上、本条第一項に定める紹介手数料とは異なる紹介手数料で合意に至った場合は、別途覚書を取り交わすものとする。